

どうなる？・日本の農業

さいとう
齋藤 錬
(しがく総合研究所)

2022年、日本の農林水産物・食品輸出額は10年連続の増加となり、その額は過去最高の1・4兆円になった。昨今、日本の食は世界に根付きつつあり、海外からの需要が高まっている。一方で、国内に目を向けると農業を取り巻く状況は、農家の減少と高齢化が問題視されている。そこで今回はこの2つの問題をどう対処するか、農政のあるべき姿を考察する。

1. 止められない大量離農

農林水産省が5年に1回発表している「農

は2012年から始まり、就農から5年間で最大690万円交付するというものであった。さらに、農家を継ぐ場合であっても給付されるといふ手厚さである。しかし、その効果はあったのか疑問が残る。2012年から2022年までの新規就農者数をみると、ほぼ横這いで推移しているのだ。さらに、2022年政府はこの効果が十分に望めない給付金を1000万円に拡充した。この他にも政府は農家を保護するための政策を行っているが、その方針に反して農家はどんどん減り続けている。

2. 大規模化と効率化によって

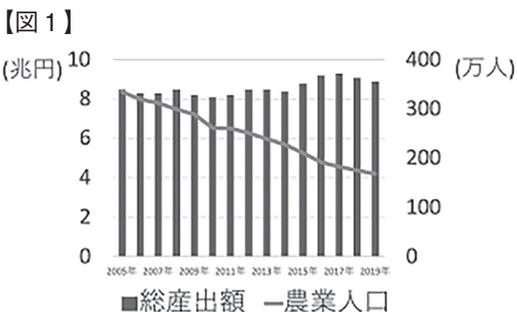
農家の自立経営を

日本の基幹的農業従事者は減り続けている。にも関わらず、日本の農業総産出額は約20年

林業センサス」によると、日本の基幹的農業従事者（普段主な仕事として農業に従事している人）は、2020年時点で約136万4000人であり、過去最低となった。また、平均年齢は67・8歳で、5年前と比べると0・7歳上がっている。つまり日本の農家は数が減っている上に、高齢化という二重の問題を抱えているのだ。

政府は長年、この問題をなんとか解決しようと様々な対策を講じている。例えば、49歳以下で新規就農すれば受け取れる補助金の1つ「農業次世代人材投資資金」。この補助金

間変わっていない。【図1】なぜこのようなことが起きているのだろうか。この現象を紐解くカギは、大規模農家にある。2020年の「農林業センサス」によると、販売農家（経営耕地面積が30a以上の農家など）のうち、売上が100万円以下の零細農家は5割強に達する。この過半数を占める農家には兼業農家が多く、農業は副業という方も多い。農家を辞めても暮らしているので、実際に減少している



農家のポリウムゾーンはこの層が占める。一方、売上が1000万円を超える農家はたったの1割強しかない。このような売上の高い農家には主業農家が多く、農業で生計をたてるため、広大な敷地で農業をしたり、施設園芸で最先端の機械を導入するなど様々な収益を上げるための工夫を凝らしている（零細農家が工夫を凝らしていないという訳ではない）。そして、これらの大規模農家は、日本の農業総産出額の約8割を産み出しているのである。まとめると、基幹的農業従事者は減少しているが、その大部分が零細農家であり、零細農家が賄っていた供給量を大規模農家が補うため、日本の農業総産出額は約20年間変わっていないということである。

さらにこの動きを促進しているのが、農地の集積・集約化。これは零細農家が辞めるこ

50万円も上回るのだ。そして、高知県がこれだけの実績をあげられた要因は、データに基づく環境制御技術を広げたからなのである。高知県は、2013年度から、施設内の温度や湿度などの環境データを測定する装置と、光合成のもとになる二酸化炭素の発生装置の普及を開始した。さらに、人材育成にも力を入れ、環境制御技術に詳しい職員を県内5か所に配置、彼らが機器の効果的な使い方を指導していった。徐々にデータを活用する農業は稼げることが農家に浸透し、農家同士の情報共有も盛んに行われたという。その結果、日本一の生産性の高い農業をしているのが高知県になったのである。しかし残念なことに、こうした取り組みは全国的に広がっておらず、各都道府県に委ねられている。もちろん他県もデータを活用した農業に積極的に取り組み

とで生じる耕作放棄地などを、広い土地で農業する気概のある農家に集めるといふものだ。しかし、この政策にも課題がある。政府は担い手への農地集積化率を2023年までに80%にするとしているが、2021年時点の実績値では58・9%。直近一年の伸び率が1%程度であることを鑑みるとほぼ達成不可能な数字なのだ。この政策自体が評価できるものであるだけに絵に描いた餅にならないことを願う。

経営を大きくする気概のある農家は積極的に対応し、いずれは、補助金等に頼らない自立経営を促すべきである。実現するためのヒントとして、高知県の農業を紹介する。高知県は、1haあたりの農業産出額が599万円、日本ではダントツに高い生産性を誇っている。これは、2位の山梨県の450万円を1

べきだが、こうした効果のある施策を国主導でも動かしてもらいたい。

3. 食料農業農村基本法改正に向けて

農林水産省は、農政の憲法と呼ばれる「食料農業農村基本法」の改正に動き出した。同法は、1999年の制定後一度も改正されていないが、気候変動の深刻化、ロシアによるウクライナ侵攻などにより、日本の食料安全保障が脅かされたことで改正の運びとなった。改正案として政府は、①ICTなどを活用した成長産業化②輸出の強化③環境負荷の少ない持続可能なシステムの確立④食料安全保障の強化から成る4つの柱を位置づけた。特に①ICTなどを活用した成長産業化から、従来の農家を保護する体制ではなく、農家の自立経営を促進する法律の誕生を期待したい。

